

旧野々市市本町児童館利活用事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要項

令和6年12月

野々市市 地域政策部 地域振興課

旧野々市市本町児童館利活用事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

令和4年10月をもって閉館となった旧野々市市本町児童館（以下「旧本町児童館」という。）は、旧野々市市村役場跡地であり、郷土資料館とにぎわいの里ののいちカミーノの間に立地し、「北国街道まちづくり基本計画」における「にぎわい創出エリア（旧北国街道沿い）」に位置するなど、今後の地域全体のにぎわい創出に向けて重要な場所です。一方、旧北国街道はエリア的なにぎわいや日常的なにぎわいの創出が課題とされています。

よって、「北国街道まちづくり基本計画」に基づき、公民連携により、遊休資産となった公共施設に新たな魅力を与えて活用し、もって旧北国街道のにぎわいの創出及び地域の活性化を図るため、旧本町児童館を無償で借り受け有効に利活用する民間事業者を公募型プロポーザルにより選定します。

※北国街道まちづくり基本計画は、市ホームページから閲覧することができます。

<https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/9/38149.html>

2 貸付物件（旧本町児童館 野々市市本町三丁目10番12号）の概要

(1) 土地の概要

所在地（地番）	地目	地積
野々市市本町三丁目107番	宅地（登記）	771.67㎡（登記）

(2) 建物の概要

所在地	構造	建築年	延床面積
野々市市本町三丁目107番地	鉄筋コンクリート造・平屋建	昭和58年	192.26㎡

注 本施設の詳細は、別添「物件調書」を参考にしてください。なお、物件調書は、参加者が物件の概要を把握するための参考資料であり、参加者自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

3 貸付条件

(1) 貸付物件

- ① 土地 現状有姿（工作物（下記「3 貸付条件」（14）の表に掲げるものを除く。）を含む。）での貸付
- ② 建物 現状有姿での貸付

(2) 貸付期間

契約締結の日から5年以上10年以内の間の期間とする（利活用事業者が希望する貸付期間を提案し、市と協議した上で貸付期間を決定）。なお、貸付期間満了後も継続して貸付けを希望する場合は、市との協議のうえ再契約を締結することができるものとする。

貸付開始時期については、契約締結時に協議することとし、本公募型プロポーザルにおいて提案した事業（以下「提案事業」という。）の利活用の目的に応じた準備期間も貸付期間に含めるものとする。

(3) 契約形態

無償貸付契約とする。

なお、本契約は、市議会の議決が必要となる。よって、契約は、議決後となる。

(4) 事業要件

旧本町児童館を利活用するに当たり、上記「1 趣旨」及び次の6項目に沿った事業を実施すること。

- ① 旧北国街道のにぎわい創出に資するものであること。
- ② 地域資源の活用が期待できるものであること。
- ③ 地域課題の解決に資するものであること。
- ④ 地域雇用の創出が見込めるものであること。

- ⑤ 地域住民や団体、企業等との連携を図ること。
- ⑥ 周辺的生活環境へ著しい影響を及ぼさないこと。

(5) 用途等の制限

- ① 本物件を、提案事業以外の用途に使用しないこと。なお、貸付期間内に提案事業に加えて新たな事業を実施する場合は、関連する法令を遵守のうえ、事前に市へ書面により協議のうえ、承認を得ること。
- ② 本物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用しないこと。
- ③ 本物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用に使用しないこと。

(6) 権利譲渡等の禁止

本物件の使用権を第三者に譲渡し、又は本物件を第三者に転貸することはできない。ただし、提案事業の履行による場合又はやむを得ない事由により市の書面による承認を得た場合はこの限りではない。

(7) 費用負担

次の費用は、利活用事業者の負担とする。

- ① 契約に要する費用
- ② 本物件の管理運営上必要な改修費用、維持管理に要する費用、各種法定点検に要する費用その他の利活用に必要な一切の費用（ただし、市が付保する建物保険に要する費用を除く。）
- ③ 貸付期間を満了したとき及び本物件の使用を中止する場合の原状回復費用

(8) 現状変更

- ① 本物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面により市の承認を得ること。
- ② 貸付期間を満了したとき及び本物件の使用を中止する場合は、本物件を速やかに原状に回復して返還すること。ただし、市が認めた場合は、この限りではない。

(9) 契約不適合

貸付契約締結後、本物件について、品質等に関して本契約の内容に適合しないもの（土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物の存在、建物の傾きを含むが、これらに限られない。）があっても、市は利活用事業者に対して一切の責任を負わないものとし、利活用事業者は、市に対し、履行の追完及び損害賠償請求をすることはできない。

(10) 実地調査

市は、契約の履行状況及び事業の実施状況を確認するため、利活用事業者に対し、実地調査、所要の報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

(11) 相隣関係

本物件に係る土地利用に関し、隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて利活用事業者において行うこと。また、隣地者が敷地内を通行する場合があるので留意すること。

(12) 契約の解除

次に掲げる事由に該当する場合は、市はこの契約を解除することができる。

- ① 利活用事業者が契約に定める義務に違反したとき。
- ② 公用又は公共用に供するため必要となったとき。
- ③ 本物件が被災等により使用できなくなったとき。

(13) 法令等の遵守

本物件の利活用及び事業の実施にあたっては、建築基準法、消防法等の関係法令や県・

市条例等を遵守するとともに、必要な手続きを行うこと。

(14) 敷地内工作物の取扱い

本物件の敷地内に存する次の工作物については、現状のとおり残置し、当該工作物の設置者が引き続き使用できるものとする。また、当該工作物の使用、維持管理及び改修等により当該工作物の設置者が本物件の敷地内に立ち入る必要があるときは、利活用事業者はやむを得ない事情がある場合を除き、これに協力すること。

項番	工作物	場所	設置者
1	防火水槽（地下）	敷地南側	野々市市
2	石碑 2 基	敷地南側	野々市市
3	掲示板 1 基	敷地南側	野々市市
4	街灯 1 基	敷地南側	野々市市
5	掲示板 1 基	敷地南側	本町三丁目町内会
6	ごみ集積用コンテナ	敷地南側	本町三丁目町内会
7	掲揚ポール 1 基	敷地南側	本町三丁目町内会
8	路上機器	敷地南側	北陸電力送配電（株）
9	電柱 1 本、支線 1 条	敷地北西側	北陸電力送配電（株）
10	支線 1 本、引上管 3 条	敷地北西側	西日本電信電話（株）
11	消雪ポンプ盤 1 基	敷地北西側	野々市市

(15) 市の支援

- ① 利活用事業者は、提案事業の実施に際し、市の定める要件を満たす場合は、野々市市北国街道出店等支援事業補助金の交付（補助率1/2 補助限度額最大100万円）を受けることができるものとする（ただし、令和6年度から令和7年度までの間に限る）。

※補助制度の詳細は、市ホームページで確認すること。

<https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/9/52158.html>

- ② その他、利活用事業者は、提案事業の実施に際し、国等の補助制度等の活用を希望する場合は、市と協議を行った上で、必要な支援を受けることができるものとする。

4 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- ① 石川県内に本店・支店・営業所等活動の拠点となる事務所を有する法人その他の団体であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する者が役員就任や経営関与等を行っていないこと。
- ⑥ 法人等の役員に次に該当する者が含まれていないこと。
- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑦ 複数の者が共同して参加することは可能とする。この場合は次のとおりとすること。
- ア 構成員の中から代表者を1者選出すること。

- イ 構成員の中に上記①の要件を満たす者が1者以上含まれること。
- ウ 全ての構成員が上記②から⑥までの要件をそれぞれ満たすこと。
- エ 全ての構成員が本プロポーザルの他の提案に係る構成員になっていないこと。

5 スケジュール

公募開始	令和6年12月13日（金）
参加申込書の提出期間	令和6年12月13日（金）から 令和7年1月21日（火）まで
現地内見会の実施期間	令和6年12月17日（火）から 令和7年2月12日（水）まで
資料の閲覧期間	令和6年12月17日（火）から 令和7年2月12日（水）まで
質問書の提出期間	令和6年12月13日（金）から 令和7年1月14日（火）まで
質問の回答期限	令和7年1月16日（木）
参加資格確認通知期限	令和7年1月23日（木）
企画提案書の提出期間	令和7年1月23日（木）から 令和7年2月12日（水）まで
審査（プレゼンテーション）	令和7年2月下旬から3月上旬（予定）
審査結果の通知、公表	令和7年3月中旬から3月下旬（予定）
契約締結、貸付開始	令和7年7月上旬以降（予定）

6 参加申込書の提出

（1）提出期間

令和6年12月13日（金）から令和7年1月21日（火）まで

※期間内必着

（2）提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。

※「閉庁日」とは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始閉庁日（令和6年12月30日・31日、令和7年1月2日・3日）をいう。以下同じ。

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

（3）提出書類（提出部数：正本1部、副本1部。ファイル等で綴じること。）

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 構成員調書（様式第2号） ※複数の者が共同して参加する場合のみ必要
- ③ 参加団体概要調書（様式第3号）
- ④ 誓約書（様式第4号）
- ⑤ 定款又は規約
- ⑥ 法人登記事項証明書（発行日が参加申込書提出日から3か月前の期間内のもの）
- ⑦ 次に掲げる区分の納税証明書（証明できる直近の事業年度に係るものであって、発行日が参加申込書の提出日から3か月前の期間内のもの。また、直近の事業年度を含めた過去3事業年度において滞納がないことを証明するもの。）

- ア 納税証明書（その3又はその3の3 消費税及び地方消費税）
- イ 所在地の属する区域に係る都道府県民税（法人事業税）の納税証明書
- ウ 所在地の属する区域に係る市区町村民税（法人住民税）の納税証明書
- ⑧ 直近3期分の決算書類（貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他これらに準ずる書類）

※ 複数の者が共同して参加する場合は、上記③から⑧までの書類は構成員全員分を提出すること。

(4) 提出先

野々市市地域政策部地域振興課（下記「19 担当部署」を参照。以下同じ。）

7 参加資格の確認通知

上記「6 参加申込書の提出」により提出された参加申込書類を確認し、令和7年1月23日（木）までに参加の可否を参加申込者全員に電子メールで通知する。

8 現地内見会

(1) 内見期間

令和6年12月17日（火）から令和7年2月12日（水）まで
午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

(2) 申込方法

内見希望日の2日前（閉庁日を除く。）までに野々市市地域政策部地域振興課へ電話で連絡し、日程調整を行う。

(3) 内見方法

市職員立会の上、自由見学

(4) 注意事項

- ① 内見時に、下記「9 資料の閲覧」の閲覧資料を現地に於て閲覧することができる。希望する場合は、申込時に申し出ること。
- ② 内見時に、質疑は受付及び回答しない。質疑がある場合は、下記「10 質問書の提出」により質問すること。

9 資料の閲覧

(1) 閲覧期間

令和6年12月17日（火）から令和7年2月12日（水）まで
午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

(2) 閲覧場所

野々市市地域政策部地域振興課

(3) 閲覧方法

閲覧希望日の2日前（閉庁日を除く。）までに野々市市地域政策部地域振興課へ電話で連絡し、日程調整を行う。

(4) 閲覧資料

- ① 竣工図

② 令和元年度市有施設定期点検結果報告書

(5) 注意事項

- ① 資料は物件の貸付けを検討するための参考資料であり、現状と相違している場合は、現状を優先する。
- ② 資料の貸与や複写は行わない。

10 質問書の提出

(1) 受付期間

令和6年12月13日（金）から令和7年1月14日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第5号）を電子メールにより提出

(3) 提出先

野々市市地域政策部地域振興課

(4) 質問への回答

提出のあった質問事項の全てを取りまとめ、令和7年1月16日（木）までに市ホームページに掲載する。

11 企画提案書の提出

上記「7 参加資格の確認通知」により参加資格を有するとして通知を受けた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年1月23日（木）から令和7年2月12日（水）まで

※期間内必着

(2) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(3) 提出書類

企画提案書

※サイズは、A4横型（一部A3サイズ資料の折込可）とし、任意様式とする。ただし、初期投資計画書及び収支計画書については、指定の様式を使用すること。

※提出部数は、次のとおりとする。なお、ファイル等で綴ること。

正本1部

副本7部（提案者が特定できる表示及び記載の無いものとする。）

※1参加者につき、1件の提案とする（複数の提案は不可）。

※次の項目について記載すること。なお、必要に応じて項目を追加することは可とする。

項目	内容
1 事業趣旨	利活用の基本理念・方針・コンセプト
2 事業概要	事業内容 事業の特徴

	事業期間（貸付希望期間） 施設利用計画図 実施までのスケジュール
3 運営体制	運営形態（営業時間、休日等） 人員配置 雇用方針（必要人員の確保、地域（市内在住者）雇用等） 安全管理・報告連絡体制（緊急時の対応等）
4 地域活性化、地域連携に対する考え方	まちづくりに対する考え方 地域資源の活用 地域との交流・連携（地域住民、地域事業者等） 周辺環境への配慮 その他提案に際し考慮した事項
5 事業の初期投資計画及び収支計画	初期投資計画書（利活用に要する初期費用及びその資金調達の内訳を記載、様式第6号） 収支計画書（提案事業の事業期間中の収支計画を記載、様式第7号）

(4) 提出先

野々市市地域政策部地域振興課

12 審査

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時及び場所

令和7年2月下旬から3月上旬 野々市市役所

※詳細は、実施日決定後別途通知する。

(2) 出席者

3名以内とする。

(3) 内容

① 1 提案者当たりの説明（プレゼンテーション）時間は、20分以内とする。

② 説明者は、本事業を担当する者とする。

③ 説明は、企画提案書に沿った内容とする。なお、当日の追加資料は認めない。

④ 提案者が特定できる言動、説明は行わないこと。

⑤ 説明（プレゼンテーション）後に選定委員会委員によるヒアリングを実施する（10分程度）。

(4) 順番

企画提案書の受付順とする。

(5) その他

プレゼンテーションは、プロジェクタを使用することができる。その際プロジェクタ・スクリーン・電源は、市で準備する。それ以外にプレゼンテーションに必要なパソコン等は、提案者が準備すること。

13 評価及び採点

市職員及び外部有識者で構成する選定委員会において、提出された書類に加え、プレゼンテーション及びヒアリングを実施して審査する。

市は、次の項目により評価・採点し、評価点が満点の6割以上の者の中から、評価点の最も高い者を優先的交渉事業者として選定する。ただし、最上位の点数の者が複数ある場合は、選定委員会で協議し決定する。

また、提案者が1者のみの場合であっても審査は実施する。

○評価点（1人100点満点、合計500点満点）

選定委員会委員5人は、以下の評価基準に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点する。

No.	評価項目	評価の視点	配点
1	事業趣旨 (配点10)	・利活用の基本的な考え方が募集の趣旨や北国街道まちづくり基本計画に沿ったものであるか。	10
2	事業概要 (配点30)	・具体的で実現性の高い提案であるか。	5
		・新たなにぎわいの創出が期待できる提案であるか。	10
		・独自のノウハウや創意工夫など意欲的で独創性のある提案であるか。	10
		・広報宣伝など、実施する事業の情報発信が積極的な提案であるか。	5
3	運営体制 (配点20)	・事業を円滑かつ継続的に実施する体制が構築されているか。	10
		・適切な人員の配置、雇用計画があるか。	5
		・施設管理・安全管理について適切な体制が構築されているか。	5
4	地域活性化、地域連携に対する考え方 (配点20)	・地域課題、社会的要請に対応する提案であるか。	5
		・地域資源の活用が期待できる提案であるか。	5
		・地域との交流・連携に意欲的な提案であるか。	5
		・旧北国街道の景観や隣接する民家等の生活環境への配慮が図られている提案であるか。	5
5	資金計画・収支調達計画・財務 (配点20)	・必要な資金の概算、資金調達の方法、収支に関する前提条件が明確にされているか。	5
		・長期的な事業実施が期待できる資金調達計画・収支計画となっているか。	10
		・事業者の財務状況は健全であるか。	5
合 計			100

なお、各項目の評価基準と得点は、次のとおりとする。

評価基準		得点
A	特に優れている	配点に1.0を乗じて得た数値
B	優れている	配点に0.8を乗じて得た数値
C	普通	配点に0.6を乗じて得た数値
D	やや劣っている	配点に0.4を乗じて得た数値
E	劣っている	配点に0.2を乗じて得た数値

14 審査結果の通知

審査結果については、提案者全員に書面で通知する。なお、審査の内容及び結果に関する異議申し立ては、一切受け付けしない。

15 公表

選定した優先的交渉事業者及び次点候補者の名称及び点数を、市ホームページで公表する。

16 優先的交渉事業者の選定の取消し

上記「13 評価及び採点」により選定した優先的交渉事業者が次のいずれかに該当する場合は、その選定を取り消すものとする。

- ① 上記「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ② 上記「11 企画提案書の提出」の提出期間内に企画提案書が提出されなかった場合
- ③ 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合
- ④ 上記「12 審査」のプレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった場合
- ⑤ 選考の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

17 契約

選定された優先的交渉事業者と細目を協議し、契約を締結する。なお、締結する契約は無償貸付契約となるため、契約の締結には市議会の議決を要することとなる。

18 その他

- ① プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- ② 提出書類の返却はしない。

19 担当部署（書類等、問い合わせ先）

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地

野々市市地域政策部地域振興課文化振興係 担当：今村、中野

TEL 076-227-6121 FAX 076-227-6205

e-mail: chiiki@city.nonoichi.lg.jp

※問い合わせ時間：閉庁日を除く午前9時から午後5時まで